



2024年6月26日

各 位

会 社 名 株式会社ココペリ
代表者名 代表取締役 CEO 近藤 繁
(コード番号: 4167 東証グロース)
問合せ先 取締役コーポレート事業部 馬庭 興平
ゼネラルマネージャー
info-ir@kokopelli-inc.jp

ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権の発行について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権を発行する理由

当社従業員の中長期的な業績向上に対する意欲や意識を一層高め、株主価値の増大を図ることを目的として、当社従業員に対して新株予約権を発行するものであります。

なお、新株予約権の行使により増加する発行済株式数は50,300株であり、2024年5月31日現在の発行済株式総数7,916,230株に対して0.6%の割合による希薄化が生じますが、希薄化の割合は極めて限定的です。このため、中長期的な業績向上に対する意欲や意識を一層高め、株主価値の増大を図ることを目的とする新株予約権に伴う潜在株式数の発生及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当の対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

当社従業員 80名 50,300株

(2) 新株予約権の総数

503個とする。

ただし、新株予約権の申込の総数が上記の総数に達しない場合は、その申込の総数をもって新株予約権の目的である株式の総数とする。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 50,300株とする。

新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は普通株式100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、付与株式数を次の算式により調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使されまたは当社が取得していない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が資本金の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使されまたは当社が取得していない新株予約権の総数を乗じた数とする。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金銭

金銭の払込を要しないこととする。なお、職務執行の対価として、ストック・オプションとしての新株予約権を発行するものであるため、有利な条件による発行に該当しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使により出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日前日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で株式を発行し、または自己の株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- ③ 当社が資本金の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2026 年 7 月 12 日から 2034 年 6 月 26 日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- ② 新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず、行使できなくなるものとする。
- ③ 新株予約権者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、使用人のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

以下の①、②または③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）、及び新株予約権の行使の条件を満たさず新株予約権者が新株予約権を行使できなくなった場合は、当社が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。

(11) 新株予約権の割当日

2024 年 7 月 11 日

(12) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い

新株予約権証券は発行しない。

以 上